

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 13 日

第二管区海上保安本部長

白崎 俊介（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）氏名 第二管区海上保安本部
- （2）住所 宮城県塩釜市貞山通 3-4-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区域 青森湾（付図に示すとおり）
- （2）期間 令和 8 年 8 月 8 日から
令和 8 年 8 月 17 日までのうち 10 日間

3 水路測量の実施方法

GNSS 測位機による測位及び音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲載する。
- （2）二管区水路通報により周知する。

